

まぜこぜむら山口支所規約・会則

(名称)

第1条 本会は、まぜこぜむら山口支所と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、山口市吉敷赤田2丁目8番10号におく

(目的)

第3条 本会は、会員や活動に参加する者相互が障がい者やマイノリティー、健常者や高齢者・子供などあらゆる人の偏見をなくすため、多様な人と関わりあい多様な生き方や考え方を知る場を作ることを目的とし、平成31年3月1日設立する。

(活動・事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために定期的に集会を行い次の活動を実施する。

- (1) 外部講師による講演会
- (2) 茶話会
- (3) 情報交換会
- (4) 上記に付随する一切の活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする

- (1) 会の目的に賛同し入会した個人や法人
- (2) その他、支所長が認めた者

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書をまぜこぜむら山口支所に提出し、承認をするものとする。

(会費)

第7条 入会時に 個人会員 3,000円、法人会員 5,000円 を納入するものとする。

原則これを財源に運用費用として宛てるものとする。

ただし、各イベントごとに参加費を徴収することがある。

(退会)

第8条 会員は、退会届をまぜこぜむら山口支所に提出することにより任意に退会することができる。

2下記に定める事由に該当した場合には、支所長はメンバーを強制的に脱退させることができる。

- (1) まぜこぜむら山口支所規約・会則に違反した時。

- (2) 公序良俗に違反し、反社会的な行動を行ったとき。
- (3) 上記のほか、まぜこぜむら山口支所の運営上好ましくない者と支所長及び副支所長が認めた時
3 退会時に入会金は返金しないものとする

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く

- (1) 支所長 1名
- (2) 事務局・会計 1名

2 第1項に定める役員は、会員互選により選出する。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 支所長は、この会を代表し、その業務を統括する。

副支所長は、支所長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

会計は、会の業務および財産の状況を監査する。

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(事業年度)

第11条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(総会)

第12条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約・会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

(規約・会則改正)

第13条 この規約・会則は会員の過半数の同意を持って改正することができる。

附 則 この規約・会則は、平成31年3月9日から施行する。